

納税者権利憲章の制定に向けて

私たち全国青年税理士連盟（以下「当連盟」といいます。）は、昭和42年7月に設立し、全国約3,000名の若手税理士により組織された、国民のためのよりよい税理士制度、税務行政、税制を実現するために租税制度、その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うなどを目的に活動している団体です。

このような目的を踏まえ当連盟では、納税者の権利擁護の必要性を訴えるため、このパンフレットを作成いたしました。

納税者権利憲章とは

国民は、納税者としての権利を憲法と法律で定めるところにより尊重、保障されなければなりません。納税者権利憲章とは、税務行政における適正手続等、国が納税者の権利を保障することを宣言した権利の憲章です。

当連盟では納税者は下記に掲げる全ての権利を有していると考えています。

【全ての納税者が有する納税に関する基本的かつ永続的な権利】

- 納税者の申告内容は真実かつ誠実なものと推定される権利
- 申告内容その他個人に係る全ての事項についてプライバシーを尊重される権利
- 租税行政庁との折衝において税理士等の代理人を立てることができる権利
- 納税者自身の過去の申告内容の全てにつき問合せ・謄写・複写ができる権利
- 適法に計算された納税額以上の負担を負わない権利
- 新たに成立した法律の遡及を受けない権利

【税務調査において尊重される納税者の権利】

- 税務調査の開始時に納税者権利憲章の手交を受ける権利
- 強制調査を除く全ての税務調査に事前通知を受ける権利
- 調査日時等について納税者の希望を最優先される権利
- 適法でない税務調査は罰則なく拒否できる権利
- 原則として反面調査をされない権利
- 調査期間を一定期間内に限定させる権利

【不服申立時において納税者が有する権利】

- 制度の説明を十分に受ける権利
- 迅速かつ慎重な審理を受ける権利
- 審理に第三者性及び透明性を担保される権利

【税務行政に対して納税者が有する権利】

- 全ての税務行政手続において、憲法に規定される適正手続を保障される権利
- 納付困難時において基本的人権を侵害されるような処分を受けない権利
- 租税立法その他租税行政に関する全ての情報公開を受ける権利

納税者権利憲章制定にあたり、関係諸法令について以下の改正を目指しています。

税理士法第一条 税理士の使命

税理士は、納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

2 税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえるとともに、租税に関する制度の改善に努力しなければならない。

国税通則法第一条 目的

この法律は、納税者の権利利益を保護すること及び、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

税理士及び租税行政庁の職員は、上記に掲げる全ての納税者の権利につき深く理解するとともに、税理士は国民納税者の権利擁護のため、そして租税行政庁の職員は、適正な租税行政の実現により我が国の発展のために遍く奉仕することを誓約します。

全国青年税理士連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8 代々木第 10 下田ビル 7F

Tel 03-3354-4162 URL: <http://www.aozei.com>

令和元年 5 月作成